

学校給食の中止に伴う学校給食用脱脂粉乳の取扱いについて

学校給食用脱脂粉乳を使用したパン及び調理用脱脂粉乳を処分する場合は、事前に（公財）鹿児島県学校給食会へご連絡ください。

(TEL : 0995-67-3611)

1 学校給食用脱脂粉乳について

学校給食用脱脂粉乳は、関税暫定措置法により関税が免除されており、学校給食以外の使用は禁止されています。そのため、災害等により、学校給食を中止し、学校給食用脱脂粉乳を使用したパン及び調理用脱脂粉乳を処分する場合は、適正に処分されたことを証明する報告書等を提出しなければなりません。

2 学校給食用脱脂粉乳を使用したパン及び調理用脱脂粉乳の処分の際の報告までの流れ

- (1) 学校・給食センターでの学校給食の中止の決定
- (2) 公益財団法人鹿児島県学校給食会へ連絡
- (3) 税関に減免税物品減却の許可申請（本会が税関に対して行う）
- (4) 税関から本会へ減却許可
- (5) 本会が学校・給食センターへ減却許可の連絡
- (6) 廃棄処分
- (7) 学校・給食センターが本会へ証明書等の必要書類を提出
- (8) 本会が税関へ減却届けを提出

3 処分する給食の処分場所および方法

学校給食用脱脂粉乳を使用したパンの処分（焼却など）は、処分場で廃棄・焼却処分する必要があります。

4 本会へ提出しなければならない書類等について

適切に学校給食用脱脂粉乳を処分したことを証明する証明書または処分を証明する領収書(写)等の提出する必要があります。

- (1) 証明書（様式）
- (2) 処分を証明する写真および説明書きを付けて提出
- (3) 処分場からの領収書・受領書等の写し

見本

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(公財)鹿児島県学校給食会理事長 殿

〇〇市立学校給食センター
所長 〇〇 〇〇

印

証明書

下記の件について相違ないことを証明します。

記

- 物資品名 学校給食用パン
- 給食予定日 平成〇〇年〇月〇日(〇)
- 不使用の理由 製造中に異物混入のため
- 学校名 〇〇市立〇〇小学校
- パンの種類、個数
コッペパン
40g 〇〇〇個
50g 〇〇〇個
60g 〇〇〇個
- 確認日時 平成〇〇年〇月〇日(〇) 〇〇時〇〇分
- 確認場所 〇〇市立学校給食センター(住所を記載)
- 廃棄日 平成〇〇年〇月〇日(〇)
- 廃棄場所 〇〇〇〇工場(住所を記載)
- 処分方法 焼却処分